

横刑発第1533号
令和4年6月6日

あて先	矯正局長殿 東京矯正管区長	発信人	横浜刑務所長
自殺既遂事案について			
<p>1 事故発生日及び概要</p> <p>令和4年6月4日（土）午前2時2分頃、[REDACTED]のため[REDACTED]に収容中の[REDACTED]受刑者[REDACTED]（以下「事故者」という。）が、白色タオル（[REDACTED]、長さ85センチメートル、幅35センチメートル）の両端を結んで輪状にしたもの洗面台の蛇口に掛け、その輪の中に首を入れて両足を投げ出し、座り込むような姿勢で垂下しているのを同階巡回勤務中の看守[REDACTED]（以下「[REDACTED]看守」という。）が発見し、直ちに非常ベル通報した。</p> <p>同時4分頃、同所へ急行した副看守長[REDACTED]（以下「[REDACTED]副看守長」という。）ほか2名が入室し、事故者の身体を抱え上げて同タオルから首を外し、布団に仰臥させ、直ちに看守[REDACTED]が事故者の身体にAEDを装着して作動させたが、電気ショックは不要であり、心臓マッサージ等を行うようにとのガイダンスが流れしたことから、心臓マッサージ等の救命措置を講じるとともに、[REDACTED]副看守長が夜勤事務係看守[REDACTED]（以下「[REDACTED]看守」という。）に救急車の出動要請を指示し、同時7分、[REDACTED]看守が119番通報して救急車の出動を要請した。</p> <p>同時16分、救急車が当所に到着し、同時19分、同居室に到着した救急隊員が当所職員と交代して事故者に対する救命措置を開始した後、同時25分、同隊員らが事故者を救急車に搭載し、同時32分、救急車が当所を出発、[REDACTED]病院に搬送し、同時58分、同病院に到着した。</p> <p>同日午後8時45分、同病院の医師により、事故者の死亡が確認された。</p> <p>2 事故者身分等</p> <p>(1) 身分 [REDACTED]受刑者</p> <p>(2) 氏名 [REDACTED]</p> <p>(3) 生年月日 [REDACTED]</p> <p>(4) 罪名 [REDACTED]</p> <p>(5) 刑名、刑期 [REDACTED]</p> <p>(6) 刑の起算日 [REDACTED]</p> <p>(7) 刑の終了日 [REDACTED]</p>			

(8) 入所度数
[REDACTED]

(9) 制限区分及び優遇区分
[REDACTED]

(10) 所内における行状
[REDACTED]

(11) 住所
[REDACTED]

(12) 国籍
[REDACTED]

3 推定事故原因

調査中であり、現在のところ不明である。なお、遺書等は発見されていない。
搬送した病院の医師によると、死因は「外因死」の所見あり。

4 事故に対し採った措置

(1) 上記1記載のとおり、駆け付けた職員らが事故者の居室を開扉し、事故者の身体を抱え上げながら同居室洗面台蛇口に掛けられていた輪状の白色タオルを外した後、事故者を同居室内に仰臥させ、心臓マッサージ等の救命措置を実施するとともに、救急車の出動を要請し、外部医療機関に救急搬送した。

(2) 同日午前3時7分、当所宅直医師により、[REDACTED] した。

(3) [REDACTED]

(4) 同時30分、監督当直者が本件事案及び [REDACTED] したことについて、横浜地方検察庁当直事務官に電話連絡した。

(5) 同居室 ([REDACTED]) 内及び保管私物の検査を行ったところ、現時点において、遺書らしき物は発見されていない。

(6) 同日午後8時14分現在、同病院 [REDACTED] において [REDACTED] であり、同日午後8時45分、同病院の医師により、事故者の死亡が確認された。

5 その他

(1) 同年6月3日（金）の閉室人員は800名、事故当時の [REDACTED] の収容人員は30名（いずれも事故者を含む。）である。

(2) 令和3年5月27日付け首席指示第56号「夜間及び休日（矯正指導日を含む。）における被収容者の動静を把握するための巡回視察要領について」により、昼夜単独室は、おおむね20分に1回以上の頻度で巡回するよう規定されていたところ、[REDACTED] 看守は、同日午前1時46分頃（本件事案発見の約16分前）、同居室を

視察した際、本人が外窓側を向き布団上に安座していたことを確認している（最終生存確認）。

(3) 当所入所 () 時、自殺危険判定をしたところ、

と判定していた。

(4)

(5) 報道機関による取材及び報道

同月 6 日午前 9 時現在、なし